

## — 安全データシート (SDS) —

### 1. 製品名及び会社情報

製品の名称 : ケミカルアンカー・RM-23AWN  
会社名 : 日本デコラックス株式会社  
住所 : 愛知県丹羽郡扶桑町柏森字前屋敷 10  
担当部門 : 本社工場品質保証課  
電話番号 : 0587-91-3560  
FAX 番号 : 0587-91-3509  
推奨用途・使用上の制限 : あと施工用接着系アンカー  
上記以外の用途での使用はしないこと。

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS 分類

物理化学的危険性 : 引火性液体 : 区分外【樹脂】  
有機過酸化物 : 区分外【硬化剤】

健康に対する有害性 : 急性毒性（経皮） : 区分 5  
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分 2A  
皮膚感作性 : 区分 1  
生殖毒性 : 区分 2  
特定標的臓器・全身毒性（単回暴露） : 区分 1  
特定標的臓器・全身毒性（反復暴露） : 区分 1

環境に対する有害性 : 水生環境急性有害性 : 区分 2

上記以外の有害性項目については、区分外、分類できない又は分類対象外。

#### GHS ラベル要素



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報 : 皮膚に接触すると有害のおそれ  
強い眼刺激  
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれあり  
全身毒性、腎、中枢神経系の障害  
眠気又はめまいのおそれ  
水生生物に毒性

### 注意書き

- 【安全対策】** : 使用前に取扱説明書を入手し、全ての安全注意を理解するまで取り扱わないこと。  
 この製品を使用する時は、飲食又は喫煙をしないこと。  
 熱、火花、裸火、スパーク、高温のもののような着火源から遠ざけること。  
 個人用保護具や換気装置を使用し、暴露を避けること。  
 保護手袋、保護眼鏡、保護面、保護衣を着用すること。  
 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。  
 粉塵、ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。  
 取扱い後は良く手を洗うこと。  
 環境への放出を避けること。  
 本来の用途以外には使用しないこと。  
 妊娠中、授乳期中は接触を避けること。  
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。  
 容器を密閉しておくこと。
- 【応急措置】** : 皮膚に付着した場合は、多量の水と石鹼で洗うこと。皮膚刺激などがある場合には、医師の診断、手当てを受けること。  
 飲み込んだ又は吸入した場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息すること。気分の悪い場合には医師の診断、手当てを受けること。  
 眼に入った場合には、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて、容易に取り外しができる場合には、外して洗うこと。  
 眼の刺激がある場合には医師の診断、手当てを受けること。  
 暴露または暴露の懸念がある場合には、医師の診断、手当てを受けること。  
 火災の場合には、適切な消化方法をとること。
- 【保管】** : 容器を密閉にして、日光の当たらない、涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。
- 【廃棄】** : 内容物や容器は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

国／地域情報 : 【樹脂】消防法 危険物 第四類第三石油類 「火気厳禁」 危険等級III

### 3. 組成、成分情報 (カプセルに関する情報)

单一製品・混合物の区別 : 混合物

成分	含有率※ (Wt%)	化学式	CAS No.	官報公示整理番号 (化審法、労安衛法)
変性ビニルエチル樹脂	24~36	社外秘	—	登録済み
メタノール	1~2	—	登録済み	登録済み
トリエタノールアミン	0.3未満	—	登録済み	登録済み
プロピルアルコール	1未満	C <sub>3</sub> H <sub>8</sub> O	67-63-0	(2) - 207
過酸化ベンゾイル	0.5~1	C <sub>14</sub> H <sub>10</sub> O <sub>4</sub>	94-36-0	(3) - 1349

※含有率 : カプセル重量に対しての各成分の重量パーセント

### 4. 応急措置

眼に入った場合

: 直ちに15分以上多量の水で注意深く洗うこと（容易にコンタクトレンズを外せる場合は、外して洗うこと）。その後、医師の診断、手当てを受けること。ガラスの破片などで眼球を傷つける危険があるのでこすらない。

皮膚に付着した場合

: 皮膚と接触した場合は、直ちに多量の水又は石鹼水で洗い流すこと。また、衣類などが汚染された場合は、衣服を脱ぎ、直ちに石鹼などで洗い

## 吸入した場合

## 安全データシート

落とすこと。皮膚刺激などの異常がある場合は、直ちに医師の診断、手当てを受けること。

: 新鮮な空気の場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
気分が悪い時は、直ちに医師の診断、手当てを受けること。

: 意識がある場合は、直ちに水で口内をすすぎ洗い、その後多量の水を飲ませること。また、直ちに医師の診察、手当てを受けること。

被災者の意識がない場合は、口から何も与えてはならない。

: 眼、皮膚の発赤、めまい、頭痛、吐き気、脱力感、意識低下、アレルギー、喘息、肺水腫、アレルギー性皮膚炎などの症状を起こす。  
喘息、肺水腫の症状は遅くなって現れる場合が多く、安静に保たないと悪化する。

: 火気に注意する。呼吸用保護具、保護手袋を着用する。

: 安静に保ち、医学的な経過観察が不可欠である。

本製品梱包容器ラベルに記載された注意事項又は、SDSを提示する。

## 5. 火災時の措置

## 消火剤

: 粉末消火剤、二酸化炭素、泡消火剤、乾燥砂

## 使用してはならない消火剤

: 棒状注水

## 火災時の特有の危険有害性

: 加熱により容器が爆発するおそれがある。

火災によって、刺激性、腐食性及び／又は毒性のガスを発生する恐れがある。

極めて燃えやすく、熱、火花、火炎で容易に発火する。

: 初期の火災には、粉末消火剤、二酸化炭素、乾燥砂などを用いる。

大規模火災では、泡消火剤などを用いて空気を遮断することが有効。

移動可能な場合には、速やかに火災区域から容器を移動する。

消火後も大量の水で十分に容器を冷却する。

上記に示す消火剤で消火効果が見込めない大規模火災の場合には、散水する。

移動不可能な場合には、容器及び周囲に散水して冷却する。

: 消火作業の際には、有害なガスを吸い込まないように風上、又は自給式呼吸器、保護衣服などの保護具を着用する。

爆発の危険性があるため、近寄らず安全な距離を保つ。

## 特定の消火方法

## 消火を行う者の保護

## 6. 漏出時の措置

## 人体に対する注意事項

: 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。

作業をする際は、必ず保護具を着用し、風上から行う。

: 直ちに全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離し、関係者以外の立ち入りを禁止する。

作業者は適切な保護具（「8. 暴露防止及び保護措置」の項目を参照。）

を着用し、眼、皮膚への漏洩物の接触や、ガスの吸入を避ける。

漏洩しても火災が派生していない場合には、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。

適切な保護衣を着用していないときは、破損した容器又は、漏洩物に触れてはいけない。

漏洩物による火災発生に備えて、消防設備を用意する。

密閉された場所に入る際は、必ず換気を行う。

: 漏洩物が河川、下水、排水路などへの流出を防止する。

土壤、河川などの環境中に放出してはならない。

: 少量の場合、漏洩物を密閉式容器に可能な限り集める。又は、乾燥土、ウエス、砂、不燃材料で吸収し、密閉できる容器に回収した後、廃棄処理する。

## 環境に対する注意事項

## 回収、中和

封じ込め及び浄化の方法、  
機材

#### 安全データシート

理する。漏洩物を吸収したものを集めるときは、清潔な帯電防止工具を用いる。

大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

：漏洩物を取り扱う時に用いる全ての設備は接地する。

危険でなければ漏れを止める。

蒸気抑制泡は、蒸気濃度を低下させるために用いる。

漏洩物除去後、汚染現場を水で完全に洗浄する。

：全ての発火源を速やかに取り除く。(近傍での喫煙、火花、火炎の禁止。)付近の着火源となるものを速やかに取り除く。

排水溝、下水溝、地下室などへの流出を防ぐ。流出した場合は、直ちに地方自治体の公害関連部署に連絡する。

予測される二次災害について、事前に関連組織(消防など)に連絡する。

## 7. 取り扱い及び保管上の注意

### 取り扱い

技術的対策

：火気、スパークを近づけない。また、付近に着火源を置かない。

直火による加熱及び40°C以上の加熱は行わない。

「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用すること。

：「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の局所排気装置、保護具を着用すること。

：使用前に取扱説明書を入手し、すべての安全上の注意事項を理解するまで取り扱わないこと。

火気厳禁。周囲での火気、火花が発生するものや、高温点火源を付近で使用しないこと。

容器を無理に転倒させる、落下させる、衝撃を加える、又は引きずるなどの乱暴な取り扱いをしてはならない。

適切な保護具を装着し、眼や皮膚への接触、蒸気等の吸入を避けること。  
取扱い後はよく手を洗うこと。

環境への放出を避けること。

屋外又は、換気の良い区域で使用すること。または排気目的の換気を行うこと。

本製品を取り扱う際は、飲食ならびに喫煙をしないこと。

：「10. 安全性及び反応性」を参照。

### 接触回避

### 保管

技術的対策、保管条件

：容器は直射日光を避け、換気の良い冷暗所に保管すること。

消防法、労働安全衛生法の法令に従うこと。

火気、火花、高温点火源などの着火源から遠ざけること。

漏洩対策をし、施錠して保管すること。

保管場所は耐火構造内に保管する。

：「10. 安全性及び反応性」を参照。

混触危険物質

：製品梱包形態で保管すること。

安全な容器梱包材料

## 8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度

：200ppm【メタノール】

200ppm【イソプロピルアルコール】

許容濃度（暴露限界値、生物学的暴露指標）

：日本産業衛生学会勧告値 200ppm【メタノール】  
400ppm【イソプロピルアルコール】

## 安全データシート

ACGIH 勧告値

200ppm 【メタノール】

TWA 200ppm 【イソ<sup>2</sup>ロビ<sup>2</sup>ルアルコール】STEL 400ppm 【イソ<sup>2</sup>ロビ<sup>2</sup>ルアルコール】10mg/m<sup>3</sup> 【硫化カルシウム】5mg/m<sup>3</sup> 【過酸化ベンゾイル】

## 設備対策

- : 屋内で使用する場合は、全体換気又は局所排気装置を設置する。
- : 取り扱い場所付近には、洗眼、うがい、手洗い設備を設ける。
- : 静電気放電に対応する予防措置を講ずること。
- : 破損容器を密閉できる容器を備え、ミストなどの拡散防止措置を行うこと。

## 保護具

- |         |  |
|---------|--|
| 呼吸器の保護具 | : 有機ガス用防毒マスク   |
| 手の保護具   | : 耐油性保護手袋  |
| 眼の保護具   | : 側板付き保護眼鏡（普通眼鏡型もしくはゴーグル型）また、樹脂、ガラスなどの飛散が想定される場合は、顔面覆いの防災面を着用。 |
| 皮膚の保護具  | : 長袖作業着、安全靴など（必要に応じて、耐油性保護衣服、耐油性保護長靴など）                        |
| 衛生対策    | : 本製品を使用する時は、飲食又は、喫煙をしないこと。<br>取扱い後は、よく手を洗うこと。                 |

## 9. 物理的及び化学的性質（カプセル内容物に関する情報）

- |               |   |
|---------------|---|
| 外観            | : 淡黄色の粘稠な液体【樹脂】   |
| (物理的状態、形状、色等) | : 白色粉体【硬化剤】   |
| 臭い            | : 特有な臭い【樹脂、硬化剤】   |
| 引火点           | : 130°C（最低引火点採用）【樹脂】  |
| 比重（相対密度）      | : 約 1.0~1.2 (25°C)【樹脂】  |
| 溶解性           | : 水には不溶、エステル、ケトン、芳香族炭化水素に可溶【樹脂】<br>水には不溶、アセトン、トルエン、ベンゼンなどの溶剤には易溶、メタノール、エタノールなどの溶剤には可溶。【硬化剤】 |
| 粘度            | : 約 300~600mPa·s (25°C BM型)【樹脂】   |

## 10. 安定性及び反応性

- |            |   |
|------------|---|
| 安定性        | : 密閉状態で遮光環境下では安定。【樹脂】<br>熱に対して不安定。高温になると急速に分解し、破裂するおそれがある。<br>【硬化剤】       |
| 反応性        | : 知見なし。<br>アミン類、酸、アルカリ、遷移金属化合物、その他の感原生物質などとの接触により、爆発的に分解が促進される場合がある。【硬化剤】 |
| 避けるべき条件    | : 40°C以上の高熱、直射日光、スパーク、裸火、衝撃など。  |
| 混触危険物質     | : 強酸、強アルカリ、強酸化剤、金属粉など。<br>通気性の高い物質、有機溶剤に可溶性の物質。                           |
| 危険有害な分解生成物 | : 一酸化炭素、二酸化炭素   |
| 安定性        | : 密閉状態で遮光環境下では安定。【樹脂】<br>熱に対して不安定。高温になると急速に分解し、破裂するおそれがある。<br>【硬化剤】       |

## 11. 有害性情報（カプセル内容物に関する情報）

下表に樹脂及び、危険有害成分についての有害性情報データを示す。

## ケミカルアンカー・RM-23AWN

## 安全データシート

6 / 7

項目	樹脂（添加剤含む）	過酸化ベンゾイル (シベンゾイルオキサド純品)
急性毒性(経皮)	区分3 GHS判定基準による計算により区分5とした。	—
皮膚腐食性・刺激性	区分2 GHS判定基準による計算により区分外とした。	区分2
眼に対する重篤な損傷・眼刺 激性	区分2A GHS判定基準による計算により区分2Aとした。	区分2A
皮膚感作性	区分外1 GHS判定基準による計算により区分1とした。	区分1
生殖毒性	区分2 GHS判定基準による計算により区分2とした。	—
特定標的臓器・全身毒性（单 回暴露）	区分1 GHS判定基準による計算により区分1とした。	区分3
特定標的臓器・全身毒性（反 復暴露）	区分2 GHS判定基準による計算により区分1とした。	—

**12. 環境影響情報**
**環境に対する有害性**

水生環境急性有害性 : 混合物であるため、GHS判定基準（加算法）により判定。

**GHS判定式**

$$(M \times 10 \times \text{急性区分1}) + \text{急性区分2} \geq 25\%$$

M : 毒性乗率

$$M = 10 \text{ (過酸化ベンゾイル純品 EC}_{50}=0.07)$$

急性区分1 : 水生環境急性有害性区分1に該当される物質の重量% - セント

過酸化ベンゾイル（純品として水生環境急性有害性区分1に該当）

上記のGHS判定式より、25%以上になるため区分2とした。

水生環境慢性有害性 : BODによる分解度=84% 易分解性【過酸化ベンゾイル】  
危険有害成分である過酸化ベンゾイルは分解性が高く、水生環境への慢性有害性の影響は低いと推察される。

**13. 廃棄上の注意**
**残余廃棄物**

: 廃棄をする場合は、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。  
都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務を委託すること。

廃棄物の処理を委託する場合は、処理業者などに危険性ならびに有害性を十分に告知の上、処理を委託すること。

**汚染容器ならびに包装**

: 容器は洗浄してリサイクルもしくは、関連法規ならびに地方自治体が定めた基準に従い処分を行うこと。  
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

**14. 輸送上の注意（カプセル内容物に関する情報）**
**国内規則（消防法：非該当。非危険物【カプセル】）**

陸上輸送 : 消防法の規定に従うこと。

海上輸送 : 船舶安全法の規定に従うこと。

**国際規則**

海上輸送 : IMDG（国際海上危険物規則）コード

ハザードクラス 非該当 Packing Group 非該当

航空輸送 : ICAO-TI（国際民間航空機関技術指針）

IATA-DGR（国際航空輸送協会危険物規則）

ハザードクラス 非該当 Packing Group 非該当

## ケミカルアンカー・RM-23AWN 安全データシート

7 / 7

国連番号 (UN No.)	: 非該当
品名	: 非該当
(Proper Shipping Name)	: Not applicable
容器等級	: 非該当
(Packing Group)	: Not applicable
海洋汚染物質	: 非該当
(Marine Pollutant)	: Not applicable
輸送の特別の安全対策及び条件	: 容器の割れ、樹脂漏れなどがないことを確認し、転倒、落下、損傷などがないよう積み込み、荷崩れ防止対策を確実に行うこと。 輸送中に、転倒、落下その他の刺激を与えない。 火気、直射日光、熱源を避け、高温にならないようにする。

---

**15. 適用法令**

※製品は消防法上の危険物に該当しない。また、その他該当する適用法令はなし。

以下はカプセル内容物に関する情報示す。

消防法	: 危険物第4類 第3石油類(非水溶性)【樹脂】
労働安全衛生法	: 第2種有機溶剤等(施行令別表6の2、有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)【イソプロピルアルコール】 作業環境評価基準(法第65条の2第1項)【イソプロピルアルコール】 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法57条1、施行令第18条) 【イソプロピルアルコール】(対象となる範囲:1.0Wt%以上) 【メタノール】(対象となる範囲:0.3Wt%以上)
	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法57条、施行令第18条の2別表第9) 【プロピルアルコール】【メタノール】【トリエタノールアミン】 【過酸化ベンゾイル】(政令番号:282)
	危険物・爆発性の物(施行令別表第1第1号) 【過酸化ベンゾイル】(政令番号:1の3)
化学物質排出把握管理促進法(PTR法)	: 該当なし。
悪臭防止法	: 該当なし。
毒劇物取締法	: 該当なし。

---

**16. その他**

本安全データシート (SDS) の記載内容は、現時点入手できる資料、データベースに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。また、SDS に記載している注意事項は通常の取り扱いを対象にしたものであり、特殊な取り扱いをされる場合は、用途、使用法に適した安全対策を実施の上ご利用ください。

SDS 記載内容について十分に注意を払って作成していますが、その内容を保証するものではありません。

参考文献・引用文献	: 化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) 国際化学物質安全カード (ICSC)
	ACGIH (The American Conference of Governmental Industrial Hygienists) 作業環境評価基準 産業衛生学会雑誌 米国連邦規則集 (OSHA)
	IARC(IARC Monographs on the Evaluation of Carcinogenic Risk to Humans) 法規制物質リスト(日本ケミカルデータベース)
	HSDB (Hazardous Substances Data Bank)
記載内容の問い合わせ先	: 日本デコラックス株式会社 カスタマーセンター 電話番号: 0587-91-3501 FAX 番号: 0587-91-3505